

(別記) 事業者団体及び関係団体

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課  
国土交通省不動産・建設経済局建設業課

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取引環境の整備の一環として、昨年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）が策定されました。本指針については、国土交通省不動産・建設経済局から関係業界団体の皆様宛に同年12月27日事務連絡（以下「12月事務連絡」という。）により周知依頼をしました。また、本年1月22日に行われた政労使の意見交換において、岸田総理より、中小企業・小規模企業における賃上げに向け、産業界における本指針に定めた「12の行動指針」に沿った行動の徹底について発言があったところです。

【政労使の意見交換（令和6年1月22日）参考URL】

<内閣官房HP>  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/seiroushi/dail/gijisidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/seiroushi/dail/gijisidai.html)  
<首相官邸HP>  
[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202401/22seiroushi.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202401/22seiroushi.html)

12月事務連絡に記載のとおり、本指針では、公正取引委員会による「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果として、

- ・労務費のコストに占める割合が高い業種として「技術サービス業」及び「不動産取引業」が該当しており、
- ・当該業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種の一つとして「総合工事業」、「不動産賃貸業・管理業」、「技術サービス業」及び「不動産取引業」が挙げられているところです（本指針p22～24参照）。

このため、これらの業種（総合工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業）に該当する各団体については、特に対応が必要とされる業種として、【別紙】のとおり、会員企業への本指針の周知活動に加え、本指針への対応状況の把握、業界における課題を踏まえた対策などについても、フォローアップを予定しておりますので、ご協力よろしくお願いたします。